



令和 7 年

美濃加茂市議会第 2 回定例会

提出予定議案等説明会資料

日程案、議案一覧及び条例案の概要

令和 7 年 5 月 23 日

目 次

- 1 令和7年美濃加茂市議会第2回定例会会期及び議事日程(案)・・・・・・・・・・ 1
- 2 令和7年美濃加茂市議会第2回定例会提出予定議案・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 条例案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

令和7年美濃加茂市議会第2回定例会会期及び議事日程(案)

1. 会 期 6月5日(木)から6月27日(金)までの23日間

2. 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	6	5	木	午前9時30分	本会議	提案説明
2		6	金	午前9時30分	休会	議案精読
3		7	土			
4		8	日			
5		9	月			
6		10	火			
7		11	水			
8		12	木			
9		13	金			
10		14	土			
11		15	日			
12		16	月			
13		17	火			
14		18	水	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問
15		19	木	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問・ 質疑・委員会付託
				本会議終了後	委員会	予算決算常任委員会
16		20	金	午前9時30分	委員会	文教民生常任委員会
17		21	土		休会	
18		22	日			
19		23	月	午前9時30分	委員会	企画建設常任委員会
20		24	火		休会	委員会審査結果まとめ
21		25	水			
22		26	木			
23		27	金	各委員会終了後	本会議	委員長報告・質疑・採決

3. 備 考

- (1) 招 集 告 示 5月29日(木)
- (2) 一般質問通告期間 5月29日(木)午前9時から6月5日(木)午後1時まで
- (3) 質 疑 通 告 期 限 6月16日(月)午後5時まで
- (4) 議 会 運 営 委 員 会 6月2日(月)午前9時30分から
- (提出予定議案等説明会 5月23日(金)午前9時30分から)

令和7年美濃加茂市議会第2回定例会提出予定議案

[R7.6.3議会運営委員会資料]

【執行部関係】

議案番号	議案名	主管課	提出理由の概要
承第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号））	財政課	補正額 13,381千円 補正後総予算額 26,416,991千円
承第2号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について）	税務課	地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったもの
承第3号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	税務課	地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったもの
承第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度美濃加茂市一般会計補正予算（第2号））	財政課	補正額 40,515千円 補正後総予算額 26,706,398千円
議第34号	美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	福祉課	現在、市民に限定している総合福祉会館の利用者について、利用者拡大と交流人口の増加のために、制限を無くすとともに、使用休止中の浴室について、正式に廃止するもの
議第35号	美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	農林課	みのかも健康の森のワイヤー遊具について、使用時の安全性の確保が困難となったため使用許可施設から削り、パターゴルフ場について1ラウンドは18ホールと規定していますが、一部のホールを修繕することを可能とするために、当該規定を削るもの
議第36号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	選挙管理委員会事務局・監査委員事務局	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い所要の改正を行うとともに、新たに監査専門委員の報酬及び費用弁償の規定を追加するもの
議第37号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例及び美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うもの
議第38号	令和7年度美濃加茂市一般会計補正予算（第3号）	財政課	補正額 48,515千円 補正後総予算額 26,754,913千円
議第39号	令和7年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	国保年金課	補正額 2,115千円 補正後総予算額 908,544千円
議第40号	令和7年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第1号）	上下水道課	補正後の資本的収入予算総額 1,674,477千円 補正後の資本的支出予算総額 2,062,803千円
議第41号	みのかも文化の森空調設備更新工事の請負契約の締結について	文化振興課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、請負契約を締結することについて議決を求めるもの
議第42号	財産の取得について	学校教育課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議決を求めるもの
議第43号	市道路線の認定について	土木課	市道本郷719号線ほか1路線の認定

〔承第2号〕

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号） 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号） 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）
条例改正に影響する施行日	令和7年4月1日
改正された法令	地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。）
条例改正に影響する条	法第20条の2、法第314条の2、法第317条の2、法第317条の3の2、法第317条の3の3、法第352条、法第463条の15、法第463条の23、法第605条の2、法附則第15条、法附則第15条の9の3、法附則第16条の4、法附則第30条の3、令附則第15条の2の6、令附則第15条の2の7、規則第1条の8、規則第1条の9

○ 条例改正趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

（公示送達）

○ 公示送達の掲示場の改正（第11条、第11条の3関係）

趣旨：従来は、美濃加茂市公告式条例（昭和33年美濃加茂市条例第15号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することで公示送

達を行っていましたが、従来の手法に加え、デジタル等の映像表示でも公示送達したことにできるようになります。

施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（個人住民税）

○ 特定親族扶養特別控除の新設に伴う所得控除の追加（第26条の3関係）

趣旨：所得税法及び地方税法の規定の改正により、特定親族及び特定親族扶養特別控除が新設されたことにより、個人住民税における所得控除に特定親族扶養特別控除を増やす改正を行います。

なお、特定親族扶養特別控除の概要は次のとおりです。

特定親族特別控除：特定親族（控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方）のうち、合計所得が58万円（給与収入123万円）を超える場合は、その特定親族の合計所得に応じ、次の表の控除額を所得控除できます。

特定親族の前年の 合計所得金額	控除額	
	個人住民税	所得税（参考）
58万円超85万円以下	45万円	63万円
85万円超90万円以下		61万円
90万円超95万円以下		51万円
95万円超100万円以下	41万円	41万円
100万円超105万円以下	31万円	31万円
105万円超110万円以下	21万円	21万円
110万円超115万円以下	11万円	11万円
115万円超120万円以下	6万円	6万円
120万円超123万円以下	3万円	3万円

施行日：令和8年1月1日

○ 特定親族及び特定親族扶養特別控除の新設に伴う申告書の提出義務要件の変更（第28条の2、第28条の3の2、第28条の3の3関係）

趣旨：所得税法及び地方税法の規定の改正により、特定親族及び特定親族扶養特別控除が新設されたことにより、市民税申告書、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出要件の改正を行います。

施行日：令和8年1月1日

○ 字句の整理（第32条の4の2、第78条、附則第6条の2、附則第6条の4関係）

趣旨：法律改正にあわせて改正等に伴う項ずれ等を改正します。

施行日：令和7年4月1日

○ 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分及び減免申請内容の改正（第66条、第71条関係）

趣旨：令和7年11月から強化される排ガス規制に対応するため、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下の二輪の原動機付自転車の税率を年額2千円と定めることとします。

施行日：令和7年4月1日

○ 道路交通法の改正（マイナ免許証の運用開始）に伴う改正（第72条関係）

趣旨：軽自動車税種別割の減免申請を受ける際に必要な運転者の運転免許証を、マイナ免許証の運用に合わせるように改正します。

施行日：令和7年4月1日

○ 特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設（附則第6条の3関係）

趣旨：法律改正にあわせて新設

施行日：令和7年4月1日

○ 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例に伴う見直し（附則第15条関係）

趣旨：加熱式たばこは紙巻きたばこに比べ税負担が少ないため、紙巻きたばこへの本数換算に使用する価格要素と重量のうち価格要素を廃し、重量のみで換算する方式に見直します。

施行日：令和8年4月1日

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1条）

この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第26条の3、第28条の2第1項ただし書（「特定非営利活動促進法」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」に改める部分を除く。）、第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項（「申請書」を「申告書」に改める部分を除く。）の改正並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 美濃加茂市税条例附則第15条の改正及び附則第6条の規定 令和8年4月1日から
- (3) 第11条及び第11条の3の改正並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定施行の日

○ **経過措置（第2条から第6条まで）**

公示送達、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税について、それぞれ経過措置を定めます。

◎ **専決日**

令和7年3月31日

〔承第3号〕

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）
条例改正に影響する施行日	令和7年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	附則第15条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

○ 条項の整理（附則第3項、附則第4項、附則第5項及び附則第15項）

税標準の特例を規定している地方税法附則第15条が改正されたことに伴い、附則で引用している条項を整理したものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

◎ 専決日

令和7年3月31日

〔議第 3 4 号〕

美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書： 頁】

◎ **改正の概要**

現在、市民に限定している総合福祉会館の利用者について、利用者拡大と交流人口の増加のために、制限を無くすとともに、使用休止中の浴室について、正式に廃止するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **利用者の範囲の改正（第 6 条関係）**

第 1 項の「市内に住所を有する」を削り、利用者の範囲を拡大するとともに、浴室の利用者に係る規定である第 2 項を削ります。

○ **開館時間等の改正（第 8 条関係）**

浴室の入浴時間に係る規定である第 3 項を削ります。

○ **使用の制限等の改正（第 1 0 条関係）**

浴室の使用に係る規定である第 2 項及び第 3 項を削ります。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

〔議第35号〕

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ **改正の概要**

みのかも健康の森のワイヤー遊具について、使用時の安全性の確保が困難となったため使用許可施設から削り、パターゴルフ場について1ラウンドは18ホールと規定していますが、一部のホールを修繕することを可能とするために、当該規定を削るものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **使用許可施設の変更等（別表関係）**

使用許可施設からワイヤー遊具を削り、パターゴルフ場の備考欄の記載を削るものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和7年7月1日から施行します。

〔議第36号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第〇〇号）
条例改正に影響する施行日	令和7年 月 日(公布の日)
改正された法令	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）
条例改正に影響する条	第14条

○ 条例改正趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年〇月〇日に公布され、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことに伴い所要の改正を行うとともに、新たに監査専門委員の報酬及び費用弁償の規定を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 監査専門委員の報酬及び費用弁償の追加（別表関係）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条の2の監査専門委員に対する報酬及び費用弁償を別表に追加するものです。

区 分	報酬の額	費用弁償
監査専門委員	時間額 10,000円	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する市長、副市長及び教育委員会の教育長の旅費に相当する額

○ 選挙長等の報酬の引き上げ（別表関係）

区 分	改正後	改正前
選挙長及び開票管理者	12,200円	10,800円
投票所の投票管理者	14,500円	12,800円
期日前投票所の投票管理者	12,800円	11,300円
投票所の投票立会人	12,400円	10,900円

期日前投票所の投票立会人	10,900円	9,600円
指定施設の不在者投票における外部立会人	12,400円	10,900円
選挙立会人及び開票立会人	10,100円	8,900円

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

改正後の美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第4条及び別表中監査専門委員の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例によることとします。

〔議第 37 号〕

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例及び美濃加茂市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 10 月 1 日
改正された法令	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）
条例改正に影響する条	第 19 条

○ 条例改正趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 仕事と育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度の拡充に伴う改正（第 19 条から第 21 条まで）

部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とします。

第 2 条 美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- 仕事と育児の両立支援制度に関する職員に意向の聴取・配慮等の新設（第 16 条の 2 の 2）

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するために、本人若しくはその配偶者が妊娠したこと等を申し出た職員又は 3 歳に満たない子を養育する職員への仕事と育児の両立支援制度の情報提供及び意向確認を任命権者が実施しなければならないことを規定します。

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし附則第3項の規定は、公布の日から施行します。

○ **経過措置（第2項）**

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とします。

○ **経過措置（第3項）**

任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができます。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなします。